

平成27年度 第1回さいたま市がん対策推進協議会 議事概要

◎ 日時

平成27年5月28日（木） 14時00分～15時30分

◎ 場所

さいたま市役所 議会棟 第5委員会室

◎ 出席者

《委員》浅倉委員、片山委員、加藤委員、國島委員、窪地委員（会長）、熊木委員、坂本委員、宗委員、中島委員、中根委員、野崎委員、服部委員、星野委員、渡辺委員（五十音順）

《がん対策関係課職員》服部保健部長、篠葉保健部次長、西田保健所長 他

《傍聴人》 1名

◎ 欠席者

松本委員

◎ 会議資料

- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ さいたま市がん対策推進協議会委員名簿
- ・ さいたま市がん対策推進協議会担当者および事務局名簿
- ・ 資料1 (仮称) さいたま市がん対策基本計画骨子案
- ・ 資料2 がん対策等に関する事業所実態調査について
- ・ 参考資料 治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために
(星野委員提供資料)

1 開会

- ・事務局より松本委員が欠席する旨を報告。
- ・本会より新たに協議会に加わった埼玉県立がんセンターの病院長の坂本委員とさいたま労働基準監督署署長の星野委員、前回欠席された服部委員より自己紹介。

2 議事

(1)計画の名称について

事務局より計画の名称について提案。今後の本計画を『さいたま市がん対策推進計画』とすることで合意。

(2)計画骨子案について

事務局より資料に基づき説明。

《資料》

- ・資料1（仮称）さいたま市がん対策基本計画骨子案

【質疑・応答】

議長：資料で示された骨子案は、国や埼玉県の政策を踏まえたものであり、事前に委員の皆様方に頂いた具体的な内容に関するご意見については、次回の協議会で示される素案を作成する際に検討していく予定である。今回は計画の柱となる骨子案について、ご意見をいただきたい。

國島委員：本日示された骨子案には、事前に送付されている骨子案に記載のあった「医療体制の充実」に関する項目が削除されており、違和感を感じる。加えて、「がん登録」に関する項目も削除されている。「がん登録」については、埼玉県で対応することだが、さいたま市として取り組む必要性はないのか。重点的に取り組むべき課題として三点挙げられているが、ここに挙げられていないがん検診の受診率向上と早期発見についても必要不可欠であると考えます。また、三点のうちの一つである「市内事業所等との連携によるがん対策の充実」より、がんの罹患率あるいは死亡率が圧倒的に高い高齢者に関する課題の方を優先的に取り組んでほしい。

中根委員：施策の一つとして、「がんに関する正しい知識の普及」について挙げているが、子どもへの正しい知識の普及はもちろんのこと、生活に関すること、患者さんに対する気持ちの理解も伝えていく必要があると考えており、「正しい知識の普及」という表現だと、その辺りが漏れてしまうことを危惧している。

また、「がん登録」については、県が登録を推進するから市はいいということになると、登録が徹底されないのではないか。もっときめ細かく登録を推進し、地域に密着した支援につなげていく方がより現実的に効果が出るのではないか。

浅倉委員：「がんに関する正しい知識の普及」という表現は漠然としているが、正しい知識を身に付け、検診を受け、治るがんもあるということ伝えることができるため、がん検診の受診率向上と早期発見に関する内容はこの中で網羅できるのではないかと思う。

坂本委員：「がん登録」については、既に国が先行して登録の枠組みを作成しており、さいたま市もその枠組みの中に組み込まれている。

宗委員：患者の立場として意見を述べると、がん患者は自分のことで精一杯であり、これからの日本のため、国民のためといった視点を持つことが困難である。患者がどうしたら、「がん登録」をしたくなるのか、するのかということ、患者目線でさいたま市として考えていただきたい。

熊木委員：県のがん対策推進協議会においても、既にごん教育についての必要性が議論されている。さいたま市としてはその検討結果を踏まえた具体的な取組について検討していることを提示していただきたい。

坂本委員：働く世代のがん対策の充実は必要である。埼玉県立がんセンターではハローワーク及びNPO等と協調して、がん患者からの就労や財政的なことに関する相談を受ける取組を始めたところであり、利用状況から判断するとがん患者からのニーズは高いのではないか。

がん患者はがんだと分かった時点で退職をしたり、職場でも暗に退職を勧められたりしている現状がある。これらの状況が起こる原因として、従業員ががんの治療のために休職をすると、代替人員の補充や休職中の従業員の賃金の支払い等、事業所の経済的負担が大きい点が考えられる。事業所の善意に訴えるだけでは何も変わらないため、インセンティブを設ける等検討してもよいのではないかと感じている。

県、国は法律が成立しないと動きにくいところではあるが、市として小回りが利くことを活かした取組を行ない、国を導くような動きにつなげられるとよいだろう。

星野委員：坂本委員がおっしゃったように、平成27年2月から大宮のハローワークが埼玉県立がんセンターに出張しているほか、ハローワーク内でも相談コーナーを設けている。また、国では、がんに限らず治療を受けながら働く人に対する取組として「治療と職業生活の両立支援対策」事業を行っている。

國島委員：働く世代にとっては、がんだけではなく、他の病気でも影響があるはずである。そのような中でがんを重点的に取り上げるといふ根拠が理解できない。がんについては高齢者が罹患する割合が高く、高齢者を優先すべきではないか。

議長：国のがん対策推進基本計画においても就労支援が重点課題として挙げられている。

加藤委員：さいたま市は医療従事者、病床数が非常に少ないと言われてい中で、がん患者ががんとともに生きていくために、安定的に医療が供給される体制について検討することは非常に大事なことであるため、「医療体制の整備」の記載が削除されたことは気になるところである。

中島委員：本協議会に先がけて、在宅医療について市としての取組として何が必要か意見を述べたところであるが、骨子案ではどの部分に反映されているのか教えていただきたい。

事務局：頂いた意見は資料1の1頁にある分類⑦として認識しており、骨子案では、「在宅医療の推進」に該当すると考えている。

宗委員：がん患者にとって、どう生きていくか、どう死んでいくかが重要であり、行政はそのために何をしてくれるのか知りたいと考えている。この骨子案の作成にあたっては、そのような観点を踏まえていただきたい。

(3)事業所を対象としたアンケート調査の項目について

事務局より資料に基づき説明。

《資料》

- ・資料2 がん対策等に関する事業所実態調査について
- ・参考資料 治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために
 (星野委員提供資料)

【質疑・応答】

- 議 長：今回の市内の事業所に対する調査は、市内の就労の現場におけるがん対策の現状について把握し、計画骨子案の中の、「働く世代のがん対策の充実」に反映するために行うものである。そのため、市の就労の現場における現状と課題が把握できる調査項目であるか、委員の皆さまからご意見をいただきたい。
- 中島委員：比較する調査として、東京都の実態調査を想定しているが、これをさいたま市の策定の基礎資料として利用しようと思われる理由を説明していただきたい。
- 事務局：東京都の調査結果によると、従業員の規模により就労の体制等や規則等が整理されていない事業所があった。東京都の調査と比較することで、さいたま市の地域特性及び課題を把握し、計画等に盛り込むことができるのではないかと考える。
- 中根委員：調査対象となる事業所の業種や規模によってがんに関する知識量に差があり、がん検診等への理解が異なる可能性がある。用語の定義を追加してはどうだろうか。
- 國島委員：事業所に対する調査も必要だと考えるが、同時に、高齢者に対する調査も必要ではないだろうか。
- 議 長：いろいろ、幅広く意見を拾い上げるということは非常に大切なことである。
- 浅倉委員：がんがほかの疾患と異なる点のひとつとして、働き盛り世代がなりやすいことが挙げられる。働き盛りの世代の人ががんになると家庭への影響も大きい。事業所に対する調査もこのような点を念頭に置いて行うことで有効になると考える。
- 服部委員：日本はこれから就労人口が極端に減っていき、各事業所は社員の確保に苦心することが予想される。このような状況で、今後の日本を支える社員を一人でも減らさないような取組を進めていくことが重要だと考えており、本調査を行う意義は十分にあると考えている。
- 片山委員：事業所におけるがん対策について理解するための調査であると理解した。
- 野崎委員：本調査では、パートタイマーも対象に含んでいるが、どの程度現状が把握できるか疑問に思う。
- 渡辺委員：市民の口腔がんの認知度が低いため、今後も市と連携して普及啓発に努めてまいりたい。

星野委員：先ほど説明した「治療と職業生活の両立支援対策」事業の調査結果によると、がんに限らず、病気にかかった労働者の約16%は退職している。また、退職理由として、退職した労働者の約30%が治療をしながら仕事を続けることに対して職場の理解を得ることが難しかったと回答している。500人以上の従業員がいる事業所については、ほとんどの事業所でがんだけでなく脳血管疾患、精神疾患等で休職している従業員が存在している状況であり、また、就業に関する規則等を整備していると回答している。本来、10人以上の従業員がいる事業所は、就業に関する規則を作り労働基準監督署に届けなければならないことになっている。しかし、現実的には小規模の事業所では規則等の整備が十分に進んでいないため、今後その整備が進むことが非常に重要であると考えている。本調査を通して、現状を把握し課題を洗い出すという点において意味があると考えている。また、このような調査を実施している自治体も少ないため、貴重なデータになると考える。最後に、資料2の6頁の相談先に労働基準監督署を追加していただきたい。

國島委員：がん検診の受診を否定するような説を唱える人がいるが、このような論調に対して行政として正式な反論を行い、計画書にこの旨を盛り込んでほしい。

議長：必要な項目が漏れていないようであるため、この形式で調査を始めていくこととする。

(4)その他

事務局：連絡事項は3点ある。1点目、本会議の議事概要は、会長に一括で承認いただき、各区情報公開コーナー及び市のウェブサイト上で公開することよろしいか。

委員：異議なし。

事務局：次に2点目、次回協議会は平成27年10月頃を予定している。期日が近づいたら、委員の皆様に変更で連絡させていただく。最後に3点目、本日いただいたご意見と本日お示しした骨子案を整理し、改めて文書で報告させていただきたい。

3 閉会

以上